

# 公報発行案内

2012.5

特許庁総務部

普及支援課

■■■■ 目次 ■■■■

1. はじめに ..... 1	4. 各種公報の関係法規
2. 公報の概要	4-1. 特許 ..... 9
2-1. 公報の必要性 ..... 2	4-2. 実用新案 ..... 10
2-2. 公報のもつ情報区分 ..... 2	4-3. 意匠 ..... 11
2-3. 法律別の情報区分 ..... 3	4-4. 商標 ..... 11
2-4. 特許庁発行の公報一覧 ..... 4	4-5. その他 ..... 12
2-5. 公報の表示例 ..... 5	5. 公報に関するWIPO標準
3. 公報の変遷	5-1. WIPO標準の概要 ..... 13
3-1. 公報変遷の概要 ..... 7	5-2. ST. 3(発行国コード) ..... 13
3-2. 主な公報の文献番号の範囲 ..... 8	5-3. ST. 16(公報種別コード) ..... 13
	5-4. INIDコード(ST.9, ST.60, ST.80) ..... 15

## 1. はじめに

特許公報類(以下、「公報」という。)の発行は、産業財産権制度と大きな関わりを持ち、特許・実用新案においては、「技術の公開」と「権利の公示」といった機能を担保する重要な役割を担っており、国の責務として発行しています。これら公報は技術の宝庫であり、あらゆる技術分野の最先端技術を集約した技術情報としての性質を持ち、公報を有効に利用することにより、産業や科学技術の発展に大きく貢献できる要素を含んでいます。そして、その重要性は、今後、ますます増大していくと予測できます。

このように重要な役割を持つ公報も様々な環境やニーズの変化に伴い、その内容や提供方法に変化がありました。例えば、①法律や制度の変更に伴う公報種別や掲載内容の変更、②紙、CD-ROM、DVD-ROM、インターネットの利用といった提供媒体の変更、③活字から電子情報(SGML形式、XML形式)への変更、等の数々の変更を経て現在に至っております。

このような変化のなか、現在、どのような公報がどのように提供されているかといった公報の概要を紹介し、公報に関する理解を深めるとともに、公報利用者の参考情報としてお役に立てるよう本案内を作成しました。

## 2. 公報の概要

### 2-1. 公報の必要性

特許法、実用新案法、意匠法、商標法ではその目的を下記のとおり規定されています。

特許法第1条	発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。
実用新案法第1条	物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。
意匠法第1条	意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。
商標法第1条	商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

例えば、発明をした場合その発明を他人に盗まれ、真似されないよう秘密にしようとしても、それでは発明者自身も発明の有効利用ができないばかりでなく、それを知らない他人が同一発明に対して無駄な研究開発や事業投資をすることとなります。

特許制度では、このようなことを避けるため、出願人に一定期間、一定条件のもとで特許権という独占権を与えて発明の保護を図る一方、その権利を公開することにより、より新しい技術の進歩を促進し、もって、産業の発達に寄与しようというものです。そして特許庁では、これらの発明等を公開する手段として各種の公報を発行しています。

### 2-2. 公報のもつ情報区分

特許庁発行の公報情報をもつ性質を大きく区分すると、下記の3区分になります。

公開情報 (技術情報)	出願された情報を一定期間経過後に公開しています。 これら公開情報は主として、既に公開されている出願情報を調査することにより、重複出願や重複研究等を回避することができます。 また、最新技術動向を把握することにより、新技術の研究や新事業への展開・創作等の参考として利用・活用できます。
権利情報	取得された産業財産権の権利内容(技術範囲)を公示しています。 権利者は取得した権利範囲を第三者に明示することができ、権利侵害を防止し、権利の実施を促進できます。
その他の情報	出願の経過情報、権利取得以外の処分情報(拒絶査定、出願放棄・取下・却下)、審判に関する公開情報・権利情報に含まれない様々な情報があります。

## 2-3. 法律別の情報区分

法区分別の主な公報を前述の「公報のもつ情報区分」に当てはめると下記ようになります。なお、各公報の法令・条項等については「4. 各種公報の関係法規」を参照してください。

法区分	公開情報	権利情報	その他の情報
特許	公開特許公報 公表特許公報 再公表特許	特許公報	審決公報(特許各種)(注3) 特許庁公報(審査請求リスト) 特許庁公報(最終処分リスト)(注4)
実用新案	公開実用新案公報(注1)	実用新案登録公報(注2)	審決公報(実用新案各種)(注3) 特許庁公報(技術評価書請求リスト) 特許庁公報(最終処分リスト)(注4)
	登録実用新案公報		
意匠	—	意匠公報	審決公報(意匠各種)(注3) 協議不成立意匠出願公報
商標	公開商標公報 公開国際商標公報	商標公報 国際商標公報 商標書換登録公報	審決公報(商標各種)(注3) 特許庁公報(最終処分リスト)(注4) 特許庁公報(商標目録)(注5)
その他	—	—	特許庁公報(公示号) 特許庁公報(特別公示号)

(注1) : 「公開実用新案公報」は平成5年法改正前の適用分。

(注2) : 「実用新案登録公報」は平成6年法改正前の適用分。

(注3) : 「審決公報(各種)」には、特許、実用新案、意匠、商標の法区分別に、「審決公報」、「決定公報」、「再審公報」、「判決公報」、「判定公報」の公報種別が存在する。

(注4) : 「最終処分リスト」の正式名称は、「拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト」である。

(注5) : 「商標目録」の正式名称は、「登録商標目録」、「更新登録商標目録」、「更新登録防護標章目録」であり、該当する案件があった場合に、各々の名称が併記される。

## 2-4. 特許庁発行の公報一覧

平成24年5月現在で特許庁が発行する公報を発行媒体別でまとめると下記のようになります。

公報名称(発行媒体)	収録公報種別	その他
公開公報(DVD-ROM)	公開特許公報 公表特許公報 再公表特許 公開実用新案公報	原則週1回(木)発行
登録実用新案公報(インターネット)	登録実用新案公報	原則週1回(木)発行
登録実用新案公報情報(DVD-ROM)	同上	原則週1回(木)発行 *インターネットを利用した公報 発行の1週間後に発行
特許・実用新案公報(DVD-ROM)	特許公報 実用新案登録公報	原則週1回(水)発行
意匠公報(インターネット)	意匠公報 協議不成立意匠出願公報	原則週1回(月)発行
意匠公報情報(CD-ROM)	同上	原則週1回(月)発行 *インターネットを利用した公報 発行の1週間後に発行
商標・商標書換登録公報(インターネット)	商標公報 商標書換登録公報	原則週1回(火)発行
商標・商標書換登録公報情報(CD-ROM)	同上	原則週1回(火)発行 *インターネットを利用した公報 発行の1週間後に発行
公開・国際商標公報(インターネット)	公開商標公報 公開国際商標公報 国際商標公報	原則週1回(木)発行
公開・国際商標公報情報(CD-ROM)	同上	原則週1回(木)発行 *インターネットを利用した公報 発行の1週間後に発行
審決公報(CD-ROM)	審決公報 決定公報 再審公報 判決公報 判定公報	原則月1回最終(金)発行
特許庁公報(紙)	審査請求・技術評価書請求リスト 特許・実用新案最終処分リスト 商標最終処分リスト 商標目録 公示号 特別公示号	原則月1回発行 原則月1回発行 原則3月毎に1回発行 原則月1回発行 原則月1回発行 不定期発行
長大データ(CD-ROM 又は DVD-ROM)	1件当たりのデータ量が長大であった場合、長大部分のデータを本体公報とは別盤に収録	不定期発行 特実: DVD-ROM 公報発行 以後の発行実績なし 審決: 発行実績なし

注1: 発行状況は、変更される場合があります。具体的な発行日については「特許庁ホームページ」-「公報発行関連」-「公報に関して」-「公報発行予定表」を参照してください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kouhou/kouhou2/hakko.htm>

注2: 上記のほか、実用新案の訂正明細書等の掲載、各種補正公報及び各種訂正公報が適時発行されます。

注3: 公報の販売は、一般社団法人発明推進協会が行っていますので、購入を希望される方は、直接、一般社団法人発明推進協会にお問い合わせください。

一般社団法人発明推進協会 市場開発グループ 情報サービスチーム

TEL: 03-3502-5491 <http://www.jiii.or.jp/koho/index.html>

## 2-5. 公報の表示例

公報の表示例は、公報の種別や出願案件によって相違がありますので、特許、実用新案関係については「公報仕様 特許、実用新案」の標準レイアウトを参照してください。また、意匠、商標、審決関係については「公報仕様 意匠、商標、公開・国際商標、審決」の表示例・文書例を参照してください。

ここでは、平成24年5月現在の公開特許公報の標準レイアウトと掲載事項について簡単に説明します。なお、公報のレイアウトは、発行時期や制度等の変更により相違している場合がありますのでご注意ください。

(フロントページ)

タイトル部	
書誌部1	
書誌部2(25字×16行)	書誌部3(25字×16行)
発明の名称(52字×2行)	
要約部(25字×20行)	選択図

(2ページ目以降)

本文(40字×50行、2段組はしない)
【特許請求の範囲】
【発明の詳細な説明】
【図面の簡単な説明】(図面がある場合)
【図】

(最終ページ)

あふれ部(52字×50行、2段組はしない)
書誌事項、分類、要約等の情報のうちフロントページ内に収まりきれない記事を掲載

・配列表、手続補正書、誤訳訂正書がある場合、これらの記事はあふれ部(最終ページ)の前に掲載し、外国語明細書、外国語請求の範囲、外国語要約書、外国語図面がある場合、これらの記事はあふれ部(最終ページ)の後に掲載されます。

### 【参考】

最新版の「公報仕様 特許、実用新案」及び「公報仕様 意匠、商標、公開・国際商標、審決」は「特許庁ホームページ」-「公報発行関連」-「公報に関して」-「公報の仕様」で確認してください。

[http://www.jpo.go.jp/index/kouhou\\_kanren.html](http://www.jpo.go.jp/index/kouhou_kanren.html)

公開特許公報フロントページに記録する項目		備考
タイトル部	文献タイトル	公報種類と特許文献の識別のための標準コードを掲載(WIPO ST.16)
	発行国	公報発行国を掲載(WIPO ST.3)
	文献番号	文献番号(公開公報の場合は公開番号)を掲載
	文献発行日	公報発行日を掲載
書誌部1	国際特許分類(IPC)	発行時のIPCを掲載、IPC第8版ではセクションからサブグループまでとバージョン情報を掲載
	FI	FIのセクションから分冊識別記号までを掲載、ただし、識別記号、分冊識別記号が無い場合は空欄
	テーマコード(参考)	FIテーマコード(FIの技術範囲)を掲載
	審査請求の有無	出願審査請求が有る場合には「有」を掲載、無い場合「未請求」を掲載
	請求項の数	請求の範囲に記載された請求項の数を掲載
	出願種別	「OL(オンライン)」、「FD(フレキシブルディスク)」、「紙」の出願手続媒体を掲載
	外国語出願の有無	外国語出願の場合は「外国語出願」を掲載
	公開請求の有無	出願公開請求がある場合は「公開請求」を掲載
	全頁数	フロントページから最終ページまでの全ページ数を掲載
	あふれ部の有無	あふれ部がある場合には「最終頁に続く」を掲載
書誌部2	出願番号	出願番号を掲載
	出願日	出願日を掲載
	原出願の表示	本願が「分割出願」又は「出願変更」である場合、原出願番号と原出願日を掲載 実用新案登録を基礎とする特許出願の場合、基礎とした実用新案登録番号と原出願日を掲載
	優先権情報	優先権主張を伴う出願の場合、優先権主張番号、優先日及び優先権主張国を掲載
	新規性喪失の例外	新規性喪失の例外の適用を受けようとする出願の場合、適用条文と内容を掲載(適用条文のみの場合もある)
	国等の委託研究の成果に係る記載事項	・産業活力再生特別措置法第30条の適用を受ける特許出願の場合、年度、省庁名、委託研究開発事業名、適用条文を掲載 ・産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願の場合、年度、省庁名、委託研究開発事業名もしくは請負事業名、適用条文を掲載
	公序良俗記事	公序良俗に反する記載があった場合は、適用条文と不掲載の箇所を掲載 登録商標が記載されている場合は、「注」で登録商標である旨を掲載
	長大データの別盤情報	長大データ別盤の年通号を掲載
	(特許番号)	(特許公報が既に発行されている場合のみ掲載)
	(特許公報発行日)	(特許公報が既に発行されている場合のみ掲載)
書誌部3	出願人情報	出願人の識別番号、氏名(名称)、住所(居所)等を掲載
	代理人情報	代理人の識別番号、氏名(名称)、住所(居所)等を掲載
	発明者情報	発明者の氏名、住所(居所)等を掲載
	Fターム(参考)	当該出願に付したFタームを掲載
発明の名称	発明の名称を掲載	出願の発明の名称を掲載
要約	要約を掲載	出願の要約書に記載された要約又は職権修正された要約を掲載、職権修正がある場合には「(修正有)」を掲載
選択図	選択図を掲載	出願の要約書に記載された選択図を掲載

・フロントページの書誌データ、発明の名称等に掲載しきれない情報はあふれ部(最終ページ)に掲載されます。

### 3. 公報の変遷

#### 3-1. 公報変遷の概要

主な公報の変遷の概要は下記のとおりですが、下記は公報の発行から見た変遷であって、法律改正や制度改正との時期的なタイムラグがあります。

特許明細書	第1号(登録日:明治18年8月14日)
実用新案明細書	第1号(登録日:明治38年7月7日)
意匠登録	第1号(登録日:明治22年5月10日)
商標登録	第1号(登録日:明治18年6月2日)
大正11年	出願公告制度開始(公告特許、公告実用新案、公告商標)
昭和45年	特許・実用新案の公開制度開始(公開特許公報、公開実用新案公報(要部公開))
昭和54年	PCT加盟(公表特許公報・再公表特許・公表実用新案公報)
平成5年1月	平成2年12月の特許・実用新案の電子出願開始に伴い電子公報を発行 ・公開特許公報・公開実用新案公報の発行媒体を紙からCD-ROM(SGML形式)に変更 ・公開実用新案公報に明細書の全文を掲載(法律上は要部公開)
平成6年1月	・特許公報(公告)・実用新案公報(公告)の発行媒体を紙からCD-ROM(SGML形式)に変更
平成6年7月	実用新案の公開制度を廃止(平成5年法改正前の適用分については発行) ・実用新案公報(公告)の廃止(平成6年法改正前の適用分については発行) ・登録実用新案公報(実体審査なし)の発行開始
平成8年1月	・公表特許、公表実用、再公表を電子公報で発行(紙→CD-ROM(SGML形式)) ・外国語書面出願制度に基づき外国語明細書を掲載
平成8年3月	特許・実用新案の公告公報を廃止
平成8年4月以降	特許・実用新案の公告公報廃止に伴い、特許(登録)公報を発行 ・特許公報(公告) → 特許公報(特許) ・実用新案公報(公告) → 実用新案登録公報(登録)
平成9年3月	商標の公告公報を廃止
平成9年4月以降	商標の公告公報廃止に伴い、登録公報を発行(公告決定をすべき旨の決定の謄本の送達があった商標登録出願については公告公報を発行) ・商標公報(公告) → 商標公報(登録)
平成10年4月以降	商標指定商品の書換登録制度の導入(4月1日)に伴い、書換登録申請に対する書換登録があったときに商標書換登録公報を発行
平成12年1月	商標出願公開制度の導入及びマドリッド協定議定書の加入 ・公開商標公報、国際商標公報、公開国際商標公報を発行(初回発行は2月) 意匠・商標・審決に関する公報の発行媒体を電子媒体に変更 ・紙からCD-ROM(SGML形式)に変更
平成16年1月	特許・実用新案の公関係公報の記録形式及び発行媒体を変更 ・記録形式:SGML形式 → XML形式 ・発行媒体:CD-ROM → DVD-ROM
平成16年7月	特許・実用新案の登録系公報の記録形式及び発行媒体を変更 ・記録形式:SGML形式 → XML形式 ・発行媒体:CD-ROM → DVD-ROM
平成18年1月	インターネットを利用し、登録実用新案公報を発行 ・記録形式:XML形式 ・発行媒体:DVD-ROM → インターネット ・インターネット利用による公報発行の1週間後に登録実用新案公報情報DVD-ROMを発行
平成19年1月	インターネットを利用し、意匠公報を発行 ・記録形式:SGML形式 ・発行媒体:CD-ROM → インターネット ・インターネット利用による公報発行の1週間後に意匠公報情報CD-ROMを発行
平成22年1月	インターネットを利用し、商標公報・商標書換登録公報、公開商標公報・公開国際商標公報・国際商標公報を発行 ・記録形式:SGML形式 ・発行媒体:CD-ROM → インターネット ・インターネット利用による公報発行の1週間後に商標・商標書換登録公報情報CD-ROM、公開・国際商標公報情報CD-ROMを発行

### 3-2. 主な公報の文献番号の範囲

#### 特許・実用新案

公報種別	媒体	文献番号		
公開特許公報	紙	昭 46-000001	～	平 04-373400
	CD	平 05-000001	～	2003-348900
	DVD	2004-000001	～	
公表特許公報	紙	昭 54-500001	～	平 07-509837
	CD	平 08-500001	～	2003-536363
	DVD	2004-500001	～	
再公表特許	紙,CD,DVD	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		
特許公報	CD	2500001	～	3539100
	DVD	3539101	～	
特許公報(公告)	紙	大 11-000001	～	平 05-088920
	CD	平 06-000001	～	平 08-034772
特許発明明細書	紙	1	～	216017
登録実用新案公報	CD	3000001	～	3096800
	DVD	3096801	～	3116947
	インターネット	3116948	～	
実用新案登録公報	CD	2500001	～	2607887
	DVD	2607888	～	
実用新案公報(公告)	紙	大 11-000001	～	平 05-048400
	CD	平 06-000001	～	平 08-011090
実用新案登録明細書	紙	1	～	406203
公開実用新案公報	紙	昭 46-000001	～	平 04-138600
	CD	平 05-000001	～	2003-000006
	DVD	2004-000001	～	
公表実用新案公報	紙	昭 54-500001	～	平 07-500003
	CD	平 08-500001	～	平 10-500001

#### 意匠

公報種別	媒体	文献番号		
意匠公報	紙	1	～	1054345
	CD	1054346	～	1290497
	インターネット	1290498	～	
協議不成立意匠出願公報	CD,インターネット	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		

#### 商標

公報種別	媒体	文献番号		
商標公報	紙	4000001	～	4331000
	CD	4331001	～	5282845
	インターネット	5282846	～	
商標書換登録公報	紙,CD,インターネット	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		
商標公報(公告)	紙	大 11-000001	～	平 09-046393
商標公報(登録)	紙	1	～	368898
公開商標公報	CD	2000-000001	～	2009-091270
	インターネット	2009-091271	～	
国際商標公報	CD,インターネット	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		
公開国際商標公報	CD,インターネット	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		

#### 4. 各種公報の関係法規

##### 4-1. 特許

特許法関連公報	法令・条項等	概要・掲載記事
公開特許公報	特許法第64条	出願から1年6月を経過した案件(特許掲載公報の発行したものを除く)の出願公開(出願公開請求があったときも同様)
特許公報発行後未公開分の技術情報の掲載(公表特許公報、再公表特許も同様)		出願公開前に設定登録となって特許公報が発行された案件の出願時の技術情報
出願公開後における補正の掲載	特許法第193条第2項第3号	出願公開後における特許法第17条の2第1項の規定による補正の掲載
公表特許公報	特許法第184条の9第1項、第2項及び第3項	外国語でされた国際特許出願であって、国内書面及び翻訳文が提出され、国内移行された案件
再公表特許		日本語でされた国際特許出願であって、国内書面が提出され、国内移行された案件
国際公開後における補正の掲載	特許法第184条の9第7項	国際特許出願であって国際公開された後に行われた補正の掲載
特許公報	特許法第66条第3項	特許権の設定登録があったときに発行
協議が成立した旨の掲載	特許法施行規則第29条	協議が成立した旨を特許公報に掲載
審決公報(特許審決公報、特許決定公報、特許再審公報)	特許法第193条第2項第6号	審判の確定審決、再審の確定決定又は確定審決、特許異議の申立ての確定決定 ※特許異議の申立ての確定決定については、平成15年改正前の特許法に基づき発行
審決公報(特許決定公報)	特許法第193条第2項第7号	訂正明細書の記載事項及び図面の内容(訂正をすべき旨の確定決定又は確定審決のあったものに限る)
審決公報(特許判決公報)	特許法第193条第2項第9号	審決等に対する訴えの確定判決(設定登録又は出願公開がされたものに限る)
審決公報(特許判定公報)		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
特許庁公報(審査請求リスト)	特許法第48条の5第1項	出願公開後に特許審査請求があったときは、その旨を公報に掲載
特許庁公報(特許最終処分リスト)	特許法第193条第2項第1号	出願公開後に拒絶査定、出願放棄・取下・却下等がなされた案件の掲載
特許庁公報(公示号)	平成6年法改正前の特許法第66条第3項	平成6年法改正前の特許法に基づく出願であって、公告決定後に特許権の設定登録があったときに掲載
特許庁公報(公示号)	特許法第191条第2項	公示送達
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第1号	特許権の存続期間の延長登録出願の取下げ
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第2号	出願公開後における特許を受ける権利の承継
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第4号	特許権の消滅又は回復
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第5号	審判請求、再審請求又はこれらの取下げ ※特許異議の申立て及びその取下げについては、平成15年改正前の特許法に基づき発行
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第8号	裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
特許庁公報(公示号)	特許法第67条の2第6項	特許権の存続期間の延長登録出願
特許庁公報(公示号)	特許法第67条の2の2第3項	特許権の存続期間の延長登録出願(特許法第67条の2の2第1項の規定による書面の提出)
特許庁公報(公示号)	特許法第67条の3第4項	特許権の存続期間の延長の登録
特許庁公報(公示号)	特許法施行規則第21条第1項	特許法第30条第1項の規定により指定された学術団体の掲載
特許庁公報(公示号)	特許法施行規則第22条第2項	特許法第30条第1項の規定により指定された学術団体の指定を取り消された旨の掲載
特許庁公報(公示号)	特許法施行規則第22条の4	特許法第30条第3項の規定により指定された博覧会の掲載
特許庁公報(公示号)	特許法施行規則第22条の4	特許法第30条第3項の規定により指定された博覧会の指定を取り消された旨の掲載

#### 4-2. 実用新案

実用新案法関連公報	法令・条項等	概要・掲載記事
公開実用新案公報	平成5年法改正前の実用新案法第13条の2第1項及び第2項	平成5年法改正前の実用新案法に基づく出願公開
出願公開後の補正の掲載	平成5年法改正前の実用新案法第53条第2項	平成5年法改正前の実用新案法に基づく出願公開後になされた補正の掲載
登録実用新案公報	実用新案法第14条第3項	実用新案権の設定登録があったときに発行(実体審査なし)
実用新案登録公報	平成5年法改正前の実用新案法第14条第3項(掲載事項は平成6年改正法の特許法第66条第3項を準用)	平成5年法改正前の実用新案法に基づく出願であって、実用新案権の設定登録があったときに発行(実体審査済み)
訂正明細書等の掲載	実用新案法第14条の2第12項	実用新案法第14条の2の規定に基づく訂正明細書、請求の範囲、図面
審決公報(実用新案審決公報、実用新案決定公報、実用新案再審公報)	実用新案法第53条第1項及び第2項	審判の確定審決、再審の確定決定又は確定審決 ※登録異議の申立ての確定決定については、平成15年改正前の実用新案法に基づき発行
審決公報(実用新案判決公報)	実用新案法第53条第1項及び第2項	審決等に対する訴えの確定判決(設定登録又は出願公開のされたものに限る)
審決公報(実用新案判定公報)		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
特許庁公報(技術評価書請求リスト)	実用新案法第13条第1項	実用新案掲載公報発行後に、技術評価の請求があったときは、その旨を公報に掲載
特許庁公報(実用新案最終処分リスト)	実用新案法第53条第1項及び第2項	出願公開後に拒絶査定、出願放棄・取下・却下等がなされた案件のリスト
特許庁公報(公示号)	実用新案法第55条第2項	公示送達
特許庁公報(公示号)	実用新案法第53条第1項及び第2項	実用新案権の消滅又は回復
特許庁公報(公示号)	実用新案法第53条第1項及び第2項	審判請求、再審請求又はこれらの取下げ ※登録異議の申立て及びその取下げについては、平成15年改正前の実用新案法に基づき発行
特許庁公報(公示号)	実用新案法第53条第1項及び第2項	裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
特許庁公報(公示号)	実用新案法施行規則第23条第2項	特許法第30条第1項の規定により指定された学術団体の掲載
特許庁公報(公示号)	実用新案法施行規則第23条第2項	特許法第30条第1項の規定により指定された学術団体の指定を取り消された旨の掲載
特許庁公報(公示号)	実用新案法施行規則第23条第3項	特許法第30条第3項の規定により指定された博覧会の掲載
特許庁公報(公示号)	実用新案法施行規則第23条第3項	特許法第30条第3項の規定により指定された博覧会の指定を取り消された旨の掲載

#### 4-3. 意匠

意匠法関連公報	法令・条項等	概要・掲載記事
意匠公報	意匠法第20条第3項	意匠権の設定登録があったときに発行 (秘密意匠については、秘密にすることを指定した期間の経過後に、願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載)
	意匠法第20条第4項(秘密意匠)	
協議不成立意匠出願公報	意匠法第66条第3項	協議不成立となり、拒絶が確定したときに発行 (秘密意匠については、秘密にすることを指定した期間の経過後に、願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載)
協議が成立した旨の掲載	意匠法施行規則第19条第2項	協議が成立した旨を意匠公報に掲載
審決公報(意匠判決公報)	意匠法第66条第2項第4号	審決等に対する訴えについての確定判決(設定登録されたものに限る)
審決公報(意匠判定公報)		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
特許庁公報(公示号)	意匠法第68条第5項	公示送達
特許庁公報(公示号)	意匠法第66条第2項第1号	意匠権の消滅又は回復
特許庁公報(公示号)	意匠法第66条第2項第2号	審判請求、再審請求又はこれらの取下げ(意匠権の設定の登録がされたものに限る)
特許庁公報(公示号)	意匠法第66条第2項第3号	裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

#### 4-4. 商標

商標法関連公報・掲載記事	法令・条項等	概要
公開商標公報	商標法第12条の2第1項及び第2項	商標登録出願があったときに発行
	商標法第68条第1項(防護標章)	防護標章登録出願があったときに発行
公開国際商標公報	第12条の2第1項及び第2項(第68条の14で掲載事項の特例)	日本を指定とする国際商標登録出願は商標登録出願とみなされ(第68条の9)、商標法第12条の2の規定に基づき出願公開を行う ただし、掲載事項については第68条の14の特例を適用
出願公開後における補正の掲載	商標法第75条第2項第3号	出願公開後になされた補正の掲載
商標公報	商標法第18条第3項	商標権の設定登録があったときに発行
商標書換登録公報	商標法附則(平成8年法)第12条第4項	書換登録があったときに発行
国際商標公報	第18条第3項(第68条の19第2項で掲載事項の特例)	日本を指定とする国際商標登録出願は商標登録出願とみなされ(第68条の9)、商標法第18条第3項の規定に基づき、商標権の設定登録があったときに発行 ただし、掲載事項については第68条の19の特例を適用
審決公報(商標審決公報、商標決定公報、商標再審公報)	商標法第75条第2項第6号	登録異議の申立ての確定決定、審判の確定審決、再審の確定決定又は確定審決
審決公報(商標判決公報)	商標法第75条第2項第7号	審決等に対する訴えの確定判決
審決公報(商標判定公報)		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
特許庁公報(商標最終処分リスト)	商標法第75条第2項第1号	出願公開後に拒絶査定、出願放棄・取下・却下等がなされた案件の掲載

特許庁公報(商標目録)	商標法第23条第3項	商標・防護標章・国際商標の更新登録があったときに発行
	商標法第23条第3項(第68条の22第2項で掲載事項の特例)(国際登録)	
	商標法第65条の6第2項(防護標章)	
	平成8年法改正前の商標法第18条第3項	平成8年法改正前の商標法に基づく出願であって、公告決定後に商標権の設定登録があったときに掲載
特許庁公報(公示号)	商標法第77条第5項	公示送達
特許庁公報(公示号)	商標法第75条第2項第2号	出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継
特許庁公報(公示号)	商標法第75条第2項第4号	商標権の消滅
特許庁公報(公示号)	商標法第75条第2項第5号	登録異議の申立て、審判請求、再審請求又はこれらの取下げ
特許庁公報(公示号)	商標法施行規則第1条の3第1項	商標法第4条第1項第17号の規定による指定をしたときに掲載
特許庁公報(公示号)	商標法施行規則第1条の4第2項	商標法第4条第1項第17号の規定による指定を取り消されたときに掲載
特許庁公報(公示号)	商標法施行規則第22条第2項	商標法第4条第1項第9号及び第9条第1項の規定により指定された博覧会の掲載
特許庁公報(公示号)	商標法施行規則第22条第2項	商標法第4条第1項第9号及び第9条第1項の規定により指定された博覧会の指定を取り消された旨の掲載

#### 4-5. その他

上記のほか、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第13条において、磁気ディスク等による公報の発行方法についての規定があります。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	第13条第1項	磁気ディスクをもって発行できると規定
	施行規則第35条第1項	磁気ディスクは読み取り専用光ディスクと規定
	第13条第2項及び第3項	インターネットを利用する方法によって発行できると規定
	施行規則第35条第2項	インターネットを利用する方法による場合、その情報に電子署名を行い、インターネットに接続されたサーバを使用すると規定

## 5. 公報に関するWIPO標準

### 5-1. WIPO標準の概要

言語及び制度の違う世界各国において、知的財産権の情報や文献等の取り扱いを、各国の特許機関の間で、共通に扱うことができるよう、世界知的所有権機関(WIPO)で決定された勧告、指針及び標準のことであり、各国特許機関は、極力このWIPO標準(WIPO ST=WIPO standards)に準拠し、情報及び文献を取り扱うこととしています。

いくつかあるWIPO STのうち、特許庁が発行する公報掲載内容に関係する主なSTは下記参考のとおりです。なお、詳細についてはWIPOのWEBページで紹介されている WIPO ST 原文を参照してください。

[http://www.wipo.int/standards/en/part\\_03\\_standards.html](http://www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html)

<参考>

- ST.3 : 発行国の項目に付与される国コード
- ST.9 : 特許文献の書誌項目に付与される書誌コード
- ST.16: 特許文献のタイトルや種別に付与される文献種別コード
- ST.60: 商標文献の書誌項目に付与される書誌コード
- ST.80: 意匠文献の書誌項目に付与される書誌コード

\* ST.9、ST.60、ST.80 の書誌コードはカッコ付き数字で表され、「INID コード」と呼ばれている。

INID: Internationally Agreed Numbers for the Identification of (Bibliographic) Data; 書誌的事項の識別記号

### 5-2. ST. 3(発行国コード)

ST. 3は、国、その他の統一体、政府間機関の名称又は工業所有権分野における条約の枠内で活動する機関の名称を2文字のアルファベットコードで表すことを目的とし、日本の発行国コードはJPが指定されています。

なお、他国の国又は機関のコードについてはWIPO ST. 3の原文を参照してください。

### 5-3. ST. 16(公報種別コード)

ST. 16は特許文書を識別するためのコードが指定されており、各国では識別コードをそのまま使用したり、識別コードに数字を付与して各国独自の特許文書を表したりします。また、ST. 16で指定されている識別コードに該当しない特許文書には識別コードが付されません。

参考までに、日本で発行している公報に関係する部分のST. 16を紹介します。なお、他の識別コードについてはST. 16の原文を参照してください。

(1) ST. 16(グループ4からグループ7まで省略)

グループ1 特許出願に基づく文献で、第一次的又は主要な種類の文献として位置づけられるもの(グループ2に属する実用新案文献及びグループ3に定める特殊な種類の特許文献を除く)。

- A 第1公表レベル
- B 第2公表レベル
- C 第3公表レベル

グループ2 グループ1の文献とは異なる番号体系を有する実用新案文献。

- U 第1公表レベル
- Y 第2公表レベル
- Z 第3公表レベル

グループ3 下記に定める特殊な種類の特許文献。

- M 薬剤特許文書(例:先に仏国により公表された文献等)
- P 植物特許文書(例:米国により公表された文献等)
- S デザイン特許文書(例:米国により公表された文献等)

(2) 日本国特許庁が発行する公報の識別コード

参考までに現在日本で発行している公報の識別コードを紹介します。

国内公報種別		備考	
特 許	【公開系】	公開特許公報(A)	
		公表特許公報(A)	
		再公表特許(A1)	
		特許公報掲載後の公開公報(A)	
		特許公開系各種公報の補正公報(A5)	公開(公表)後の補正
		特許公開系各種公報の訂正公報(A6)	
	【登録系】	特許公報(B1)	公開公報未発行
		特許公報(B2)	公開公報発行済み
		特許登録系各種公報の訂正公報(B6)	
実用新案	【公開系】	公開実用新案公報(U)	
		登録実用新案公報(U)	無審査登録
		実用公開系各種公報の補正公報(U5)	公開(公表)後の補正
		実用公開系各種公報の訂正公報(U6)	
		登録実用新案登録の訂正明細書(U7)	
	【登録系】	実用新案登録公報(Y1)	審査済みで公開公報未発行
		実用新案登録公報(Y2)	審査済みで公開発行済み
	実用新案登録系各種公報の訂正(Y6)		
意 匠	意匠公報(S)		

注1: 上記以外の公報については、文献識別コードを付与していない。

注2: 登録実用新案公報の文献識別コードについては、公開制度がなくなり当該公報が「第1公表レベル」となったため、公開実用新案公報と同じ「U」を付与し、公開系として分類している。

#### 5-4. INIDコード(ST. 9、ST. 60、ST. 80)

ST. 9(特許・実用新案のINIDコード)、ST. 60(商標のINIDコード)、ST. 80(意匠のINIDコード)は特許文書等に掲載される書誌事項を識別するためのコードが指定され、ST. 9、ST. 60、ST. 80の指定に該当する掲載事項がある場合には、そのコードを公報の掲載記事がある場所に付します。

WIPO STのINIDコードのうち、日本国特許庁が発行する公報の掲載内容に関するINIDコードを紹介します。なお、他の識別コードについてはWIPO ST. 9、ST. 60、ST. 80の原文を参照してください。

##### (1)特許・実用関係の公報のINIDコード(ST. 9)

特許公報・実用新案公報の主な掲載項目	INIDコード(ST.9)
文献番号(公開番号、登録番号)	11
公報種別	12
文献発行国	19
出願番号	21
出願日	22
登録日	24
優先権主張番号	31
優先日	32
優先権主張国又は機関	33
公開日	43
文献発行日	45
国際分類(IPC)	51
発明の名称	54
参考文献	56
要約及び請求の範囲	57
分割の表示	62
出願人	71
発明者	72
特許権者	73
代理人	74
指定国	81
翻訳文提出日(国際出願の国内移行日)	85
PCT国際出願情報(番号・可能であれば日付)	86
PCT国際公開情報(番号・可能であれば日付)	87

## (2)商標関係の公報のINIDコード(ST. 60)

商標公報の主な掲載項目(公開、国際含む)	INIDコード(ST.60)
文献番号(登録番号)	111
登録日	151
文献発行国	190
出願番号(公開国際の場合は国際登録番号)	210
出願日(公開国際の場合は国際登録番号)	220
優先権主張番号	310
優先日	320
優先権主張国又は機関	330
公開日	441
文献発行日	450
商品及び役務の区分の数	500
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	511
適用条文	521
ウィーン分類(参考情報)	531
登録商標	540
登録商標(標準文字)	541
団体商標(又は地域団体商標)	551
立体商標	554
称呼(参考情報)	561
指定通知日	580
色彩	591
出願人	731
商標権者	732
代理人	740
基礎登録	822
指定国	832

## (3)意匠関係の公報のINIDコード(ST. 80)

意匠公報の主な掲載項目	INIDコード(ST.80)
文献番号(登録番号)	11
公報種別	12
文献発行国	19
出願番号	21
出願日	22
登録日	24
優先権主張番号	31
優先日	32
優先権主張国	33
文献発行日	45
国際意匠分類	51
意匠分類	52
意匠に係る物品	54
意匠の説明	55
参考文献	56
分割の表示	62
創作者	72
意匠権者	73
代理人	74

※従来掲載しておりました、「公報に関する問い合わせ先一覧」は、別途、「特許庁ホームページ」-「サポートデスク」-「問い合わせ先」-「問い合わせ先一覧」-「(VI)特許情報等について」-「20. 公報に関すること」に掲載しております。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/toiawase/toiawase1.htm>